

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育む。
- (2) いじめは、被害側の児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識を立ち、「いじめは絶対許さない」学校づくりに取り組む。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害側の児童生徒を守り通すとともに、加害側の児童生徒には適切な毅然とした指導を行う。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、家庭・地域との連携協力に努める。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

- (1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、人権教育担当

※その他必要に応じて、該当クラスの担任や心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

- (2) いじめ防止対策委員会の役割

ア 「三重県立神戸高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、定期的な見直しや校内外への発信を行う。

イ いじめ防止対策年間計画を策定し、取組の評価を行う。

ウ 個人面談期間の設置や、半期に1度のいじめアンケートを実施することにより、教職員や生徒等からの情報集約を行う。

エ いじめが疑われる場合は必要な調査を行い事実関係を把握する。

オ いじめが認知された場合は、その解消が必要と考えられる対応を協議する。その際必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家等の助言を受ける。

カ いじめの状況や対応の方法及びその結果を「生徒事故報告書」により県教育委員会生徒指導課に報告する。

4 いじめ防止等の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。

【別紙1】 校内指導体制

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

【別紙2】 チェックリスト

5 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめアンケートなど早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを行い、保護者や地域との連携を図っていくため、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3】 年間指導計画

6 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止対策委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。

【別紙4】 組織的対応

いじめ「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【① いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当に期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

【② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その全・安心を確保する責任を有する。

（いじめの防止等のための基本的な方針）

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法 第28条第1項」より）

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものであるとして、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織と協力し、事態の解決に向けて対応する。

8 その他留意事項

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会等あらゆる機会を利用して保護者や地域へ情報発信を図るものとする。